

○みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則

平成27年10月1日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、みさきネットの設置及び管理に関する条例（平成27年美咲町条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、光ファイバーネットワーク施設（以下「みさきネット」という。）の管理その他必要な事項について定めるものとする。

(加入)

第2条 条例第9条の規定によりみさきネットの業務の提供を受けようとする者は、みさきネット加入申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(脱退)

第3条 条例第18条第1項の規定によりみさきネットを脱退しようとする加入者は、みさきネット脱退申請書（様式第2号）を町長に提出し、承認を得なければならない。この場合において、条例第18条第2項の規定により納付した加入分担金、工事分担金、使用料（以下「利用料等」という。）は返還しないものとする。

2 前項の規定により脱退を承認された加入者で、利用料等に未納金があるときは、脱退申請と同時に未納金を納付しなければならない。

3 脱退を承認された加入者は、条例第7条第1項に規定する利用設備を、速やかに返納しなければならない。

4 脱退に伴う引込施設の撤去に要する費用は、町の負担とする。ただし、当該撤去に伴い加入者が所有又は占有する土地、家屋、構造物等の復旧に要する費用は、加入者の負担とする。

(使用料の徴収方法)

第4条 条例第15条の規定による使用料は、毎月徴収するものとし、次表の区分により徴収する。ただし、期日が休日にあたる場合は、翌月の最初の平日を期日とする。

使用月	納入期日	使用月	納入期日
1月分	1月31日	7月分	7月31日
2月分	2月28日	8月分	8月31日
3月分	3月31日	9月分	9月30日
4月分	4月30日	10月分	10月31日
5月分	5月31日	11月分	11月30日
6月分	6月30日	12月分	12月25日

2 加入者は、原則として町が指定した金融機関の口座振替の方法により納入するものとする。

3 納入期日前的使用料は、年度内の納付分に限り、前もって納付することができる。

ただし、納入通知書により納付するものとする。

(利用料等の減免)

第5条 条例第16条の規定により利用料等の減免となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に該当する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け障害の等級が1級又は2級の者で、市町村民税非課税の者
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）により療育手帳の交付を受け障害の等級がAの者で、市町村民税非課税の者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け障害等級が1級の者で、市町村民税非課税の者
- (5) 火災、自然災害その他の理由により納付が困難な者
- (6) その他町長が特に必要と認める者

2 前項の規定により利用料等の減免を受けようとする者は、みさきネット利用料等減免申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により利用料等の減免申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査するものとする。

4 ケーブルテレビ使用料は、減免を決定した日の属する月から減免するものとする。

5 同条第1項から第4項に規定する資格を喪失したときは、資格を喪失した日の属する月の翌月からケーブルテレビ使用料を徴収するものとする。

(サービスの開始及び中止)

第6条 加入者が、みさきネットのサービスを開始又は中止するときは、みさきネットサービス開始・中止申請書（様式第4号）を開始又は中止したい日の10日前までに町長に提出しなければならない。

(設備の名義変更)

第7条 条例第17条の規定により設備の名義変更を行おうとする者は、みさきネット設備の名義変更申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(施設使用の休止又は再開)

第8条 条例第19条第1項の規定により施設の使用を一時的に休止又は再開するときは、みさきネット使用休止・再使用届出書（様式第6号）を休止又は再開しようとする日の10日前までに町長に提出し、承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 加入者が施設の使用を休止できる期間は、1月を単位として5年未満とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、別に定める期間とすることができる。

3 休止期間中の使用料は、これを徴収しない。

(設備の移転)

第9条 条例第13条第4項の規定により、引込線及び光成端箱等の設備を移転したいときは、原則として工事を必要とする1箇月前までに、みさきネット設備移転申請書（様式第8号）を町長に提出し、工事分担金を納付しなければならない。ただし、緊急を要する場合又は軽微な場合は、この限りではない。

（営利放送等）

第10条 条例第33条の規定により営利を伴う放送を提供しようとするものは、みさきネット営利放送申請書（様式第9号）を、放送希望日の10日前までに町長に提出しなければならない。ただし、営利放送のうち、告知放送については、みさきネット告知放送サービス運用規定により運用するものとする。

（占用料）

第11条 条例第23条の規定により営利を伴う事業を提供しようとする事業者は、みさきネット光ファイバケーブル占用申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（共架）

第12条 条例第24条の規定により自設電柱に電線施設を共架しようとする事業者は、みさきネット自設柱共架申請書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年9月24日から適用する。

附 則（平成28年9月28日規則第40号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第18号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第22号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月23日規則第37号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和威4年3月30日規則第17号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

みさきネット加入申請書

年 月 日

美咲町長

様

住 所
氏 名
電話番号

みさきネットに加入したいので、みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により次のとおり申請します。

記

1 設置場所 美咲町

2 施設区分 次のうち該当するものに○印をつけてください。
個人住宅・賃貸住宅・共同住宅・長屋・事務所・会社・店舗
・公営住宅・その他(具体的名称)

3 サービス開始希望年月日 年 月 日
(お住いの完成予定年月日 年 月 日)
(みさきネット施工希望年月日 年 月 日)

4 サービス開始内容(該当するものに○印をつけてください。)

サービス名	プロバイダ名	開始番号	備 考
インターネット	・晴れネット ・TikiTikiインターネット ・oniNet ・チェリーネット		

注1) プロバイダは、一つだけ選択してください。

サービス名	サービス内容	開始番号	備 考
ケーブルテレビ	基本チャンネル / 多チャンネル		

注1) 基本チャンネル契約をしないと多チャンネルは選択できません。

注2) 多チャンネルは別途利用料が必要となります。

注3) ケーブルテレビサービス利用料の中にNHK受信料は含みません。

設 置 処 理 費	No.	台帳	架装	施工	料 金
インターネット開始予定	☐ 有(要機器設置) ☐ 無(機器設置不要)				
書類送付先	☐ 申請者住所 ☐ 設置場所 ☐ その他				
口座振替依頼書	☐ 登録済 ☐ 依頼書手渡 ☐ 納付書希望				
加入工事分相金	☐ 受領済 ☐ 後日入金 ☐ なし				

- 添付書類 ☐ 設置場所位置図
 ☐ 工事施工同意書
 (ただし、申込者と建物所有者が相違する場合のみ必要)

設 置 場 所 位 置 図
(工事する建物の位置が分かるような地図を書いてください。)

工 事 施 工 同 意 書

私は、上記物件について、「みさきネット」の工事の内容を理解したうえで、
施工に同意いたします。

年 月 日

建物の所有者 住所
氏名

様式第2号(第3条関係)

みさきネット脱退申請書

年 月 日

美咲町長

様

住 所
氏 名
電話番号

みさきネットを脱退したいので、みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定により次のとおり申請します。

記

1 脱退理由

2 脱退の年月日 年 月 日

3 機器撤去の年月日 年 月 日 午前・午後 時頃

4 設置場所 美咲町

5 施設区分 次のうち該当するものに○印をつけてください。
個人住宅・賃貸住宅・共同住宅・長屋・事務所・会社・店舗
・公営住宅・その他(具体的名称)

6 サービスの中止

サービス名	プロバイダ名	中止番号	備 考
インターネット			

サービス名	サービス内容	中止番号	備 考
ケーブルテレビ	基本チャンネル / 多チャンネル		

役 場 処 理 欄	No.	台帳	架装	施工	課金
納付確認	☐ 忘れず ☐ 誤謬 ☐ 納付書送 ☐ 該当無				
連絡先	☐ 申請者住所 ☐ 設置場所 ☐ その他				
プロバイダ解約連絡	☐ 完了済 ☐ 指示済 ☐ のちおけなし				
再度加入時の負担	☐ 確認済				

様式第3号(第5条関係)

みさきネット利用料等減免申請書

年 月 日

美咲町長

様

住 所
氏 名
電話番号

みさきネットの利用料等の減免を受けたいので、みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により次のとおり申請します。

記

1 減免を受けようとする理由

2 減免を受ける利用料等

加入分担金 工事分担金 ケーブルテレビ使用料

3 該当事由

施行規則第5条第1項 号に該当するため

様式第4号(第6条関係)

みさきネットサービス開始・中止申請書

年 月 日

美咲町長

様

住 所
氏 名
電話番号

みさきネットサービスを開始・中止したいので、みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により次のとおり申請します。

記

1 設置場所 美咲町

2 施設区分 次のうち該当するものに○印をつけてください。
個人住宅・賃貸住宅・共同住宅・長屋・事務所・会社・店舗・公営住宅
その他(具体的名称)

3 サービス開始・中止年月日 年 月 日

4 インターネットサービス開始・中止内容(該当する欄に○印をご記入ください。)

サービス名	プロバイダ名	プロバイダ選択欄	備 考
インターネット	晴れネット		
	TikiTikiインターネット		
	oniNet		
	チェリーネット		

注1) プロバイダは、一つだけ選択してください。

5 ケーブルテレビサービス開始・中止内容(該当する欄に○印をご記入ください。)

サービス名	サービス内容	サービス選択欄	備 考
ケーブルテレビ	基本チャンネル		
	多チャンネル		

注1) 開始の場合、基本チャンネル契約をしないと多チャンネルは選択できません。

注2) 中止の場合、基本チャンネルを中止すると多チャンネルも自動的に中止になります。

注3) ケーブルテレビサービス利用料の中にNHK受信料は含みません。

収 入 処 理 欄	No.	台帳	発注	施工	課金
口座振替依頼書	☐ 登録済 ☐ 依頼書手渡し ☐ 納付書希望				
プロパティ解約連絡	☐ 完了済 ☐ 指示済 ☐ のちからなし				
納付確認	☐ 完納済 ☐ 振替 ☐ 納付書渡 ☐ 該当無				
機器の確認	☐ PCE有 ☐ PCE無 ☐ STB有 ☐ STB無				

様式第5号(第7条関係)

みさきネット設備の名義変更申請書

年 月 日

美咲町長

様

住 所
氏 名
電話番号

みさきネットの設備を名義変更したいので、みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定により次のとおり申請します。

記

1 設置場所

2 変更前の加入者

3 変更後の加入者

住 所：
フリガナ
氏 名：
生年月日：
前加入者との続き柄：

4 名義変更する理由

5 サービス中止の有□・無□（該当の□に✓してください。）

サービス名	プロバイダ名	中止番号	備 考
インターネット			

サービス名	サービス内容	中止番号	備 考
ケーブルテレビ	基本チャンネル / 多チャンネル		

6 使用休止の有□・無□（該当の□に✓してください。）

休止の期間	休止の理由	休止番号
年 月 日～ 年 月 日		

役 場 処 理 欄	No.	台帳	発注	施工	課金	CATV・インターネット
納付確認	☐ 完納済 ☐ 振替 ☐ 納付書渡 ☐ 該当無					
☐ 座振替依頼書	☐ 登録済 ☐ 依頼書手渡 ☐ 納付書希望					
書類送付先	☐ 申請者住所 ☐ 設置場所 ☐ その他					
プロバイダ解約連絡	☐ 完了済 ☐ 指示済 ☐ のちやりなし					

様式第6号(第8条関係)

みさきネット使用休止・再使用届出書

年 月 日

美咲町長 様

住 所
氏 名
電話番号

みさきネットの使用を休止・再開したいので、みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定により次のとおり届出します。

記

1 設置場所

2 休止理由

3 休止期間 年 月 日～ 年 月 日まで

4 再使用年月日 年 月 日

5 サービスの中止・開始

サービス名	プロバイダ名	番号	備 考
インターネット			

サービス名	サービス内容	番号	備 考
ケーブルテレビ	基本チャンネル / 多チャンネル		

注1) 休止期間は、30日以上5年未満とする。(条例第19条第3項)

2) 休止期間が5年以上経過した者は、脱退の扱いとする。(条例第16条第4項)

役 場 処 理 欄	No.	台帳	装 装	施 工	課 金
納付確認	☐ 完納済 ☐ 振替 ☐ 納付書渡 ☐ 該当無				
連絡先	☐ 申請者住所 ☐ 設置場所 ☐ その他				
プロバイダ解約連絡	☐ 完了済 ☐ 指示済 ☐ のちお任せ				
説明事項	☐ 告知放送機説明 ☐ 再開説明				

様式第8号(第9条関係)

みさきネット設備移転申請書

年 月 日

美咲町長 様

住 所
氏 名
電話番号

みさきネットの施設を移転したいので、みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定により次のとおり申請します。

記

- 1 設置場所 美咲町
- 2 移転を要する送信施設名 引込線・光成端箱・自営柱・支線・その他()
(該当するものに○印をつけてください。)
- 3 移転工事希望日 年 月 日
- 4 移転先
- 5 移転理由
- 6 戻し工事希望日 年 月 日

役 場 処 理 欄	No.	台帳	架設	施工	課金	
移設工事分限金	☐ 受領済 ☐ 後日入金					
戻し工事期間中	☐ 仮設置有 ☐ 仮設置無					
仮設置利用サービス	☐ 告知 ☐ CATV ☐ インターネット					
書類送付先	☐ 申請者住所 ☐ 設置場所 ☐ その他					

添付書類 移転先見取り図

移 転 先 見 取 り 図

(移転先の位置が分かるような見取り図を書いてください。)

様式第9号(第10条関係)

みさきネット営利放送申請書

年 月 日

美咲町長 様

住 所
氏 名
電話番号

みさきネットにおいて営利放送をしてほしいので、みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定により次のとおり申請します。

記

- 1 放送の目的
- 2 放送期間 年 月 日～ 年 月 日まで
- 3 放送の方法 音声告知
ケーブルテレビ静止画
ケーブルテレビ動画
- 4 放送の内容 別紙
- 5 利用料金 円

放送の内容

[illegible]

様式第10号(第11条関係)

みさきネット光ファイバケーブル占有申請書

年 月 日

美咲町長 様

住 所
氏 名
電話番号

みさきネットの光ファイバケーブルを占有し、営利を伴う事業を実施したいので、みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定により次のとおり申請します。

記

- 1 占有の目的
- 2 占有の期間 年 月 日～ 年 月 日まで
- 3 事業の内容
- 4 事業の計画 任意様式
- 5 占有料金 円
- 6 添付書類 条例第34条第1項の証明ができる書類(写し)

様式第 1 1 号(第 1 2 条関係)

みさきネット自営柱共架申請書

年 月 日

美咲町長

様

住 所
氏 名
電話番号

みさきネットの自営柱に電線施設を共架したいので、みさきネットの設置及び管理に関する条例施行規則第 1 2 条の規定により次のとおり申請します。

記

- 1 共架の理由
- 2 共架の期間 年 月 日～ 年 月 日まで
- 3 電線等の種類
- 4 共架料金 円
- 5 添付書類 条例第 3 4 条第 1 項の証明ができる書類(写し)